

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月11日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する看板の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 企業

乙 島根県松江市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、乙に損害賠償金376,332円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年3月26日

(2) 事故発生場所

米子市陰田町地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般国道180号を小型乗用自動車で走行中、強風により飛散した県が管理する看板に当たり、同車両が破損したものである。